

ナノマテリアルに係るリスク評価終了までの間における健康障害防止措置の指導について

現行の行政指導通達の概要	想定される主要な検討項目
1 対象物質（ナノマテリアル） 元素等を原材料として製造された固体状の材料であって、少なくとも一つの次元が約 1 nm ～ 100 nm であるナノ物質、及びナノ物質により構成されるナノ構造体（ナノ物質の凝集した物質を含む。） 2 対象作業 ①ナノマテリアル等（ナノマテリアル又はこれを含む製剤その他のもの）を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため製造する作業及びナノマテリアル等が使用されている設備、機器等の修理、点検等を含む。） ②ナノマテリアル等が使用されている製品の廃棄又はリサイクル作業 （非定常作業も含まれる。） 3 ばく露防止等の対策 (1) 基本的考え方 ・ナノマテリアルの健康影響については十分に解明されていないが、予防的アプローチの考え方に基づき対策を講じることが重要 ・本対策に示す内容を参考とし、材料、プロセス、取扱量等の実態に合わせて、ばく露防止等に努めること ・ばく露防止等の対策を講ずる上で参考となる知見を有し、これに基づいて予防的アプローチの観点から実効あるばく露防止措置を講ずることが可能な場合は、独自の対応を行って差し支えない (2) ナノマテリアルに関する調査 ナノマテリアルの性状等を把握することが重要であることから、作業で取り扱われるマノマテリアル等に関する情報の把握に努めること	事業者が独自の対応を行う上での根拠として推奨できるような知見としては、どのようなものがあるか。 その場合、どのような物質が対象となるか。

現 行 の 行 政 指 導 通 達 の 概 要	想定される主要な検討項目
○床等の清掃 作業場の床や作業台等の清掃については、ＨＥＰＡフィルター等ナノマテリアル等の捕集が可能なフィルターを備えた掃除機による。ただし、当該吸引による清掃を行うことが困難な場合等には、湿った布による拭き取りによって行う ○ナノマテリアル関連作業を行う作業場と外部との汚染防止 ・ 除染区域を設ける等により、作業衣等に付着したナノマテリアル等を外部に持ち出さないように適切に処理 ・ 関係者以外の立ち入りを制限 ○保護具の使用 ・ ばく露のおそれがないことが確認できないときには、労働者に、 ①送気マスク等給気式呼吸用保護具 ②粒子捕集効率が 99.9 %以上の防じんマスク ③ JIST8157 に適合した面体形、フェイスシールド形又はフード形の粒子捕集効率が 99.9 %以上の電動ファン付き呼吸用保護具を使用させる ・ 保護手袋 ・ ゴーグル型保護眼鏡 ・ 保護衣 ○作業記録の保存 (5) 健康管理 労働安全衛生法又はじん肺法に基づく健康診断等により労働者の健康状況の把握に努める (6) 安全衛生教育 (7) その他の措置 ○爆発火災防止対策	健康管理において、さらに具体的な指導をすべき物質はあるか。

現 行 の 行 政 指 導 通 達 の 概 要	想定される主要な検討項目
○緊急事態への対応 ・あらかじめ、事故等が発生した場合に講ずべき対策を策定 ・ばく露した場合の応急措置として、クリーンエア中での除じん等 4 ナノマテリアルに関する情報の伝達等について ナノマテリアル等を譲渡し、又は提供する者が、当該物質がナノマテリアル等である旨、名称及び成分、取り扱い上の注意等を表示、MSDSの交付等により伝達	